

# 令和7年度第2回国際獣疫事務局（WOAH）連絡協議会

## 議事概要

＜開催日時＞ 令和7年12月17日（金）14時00分～15時39分

＜開催方法＞ ウェブ会議（公開）

＜出席者＞

- WOAH連絡協議会通常メンバー（敬称略、五十音順）

飯塚 修	公益社団法人日本動物福祉協会 理事
岩丸 祥史	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門 動物感染症研究領域ウイルスグループ長
内村 江利子	鹿児島中央家畜保健衛生所 衛生課長
近藤 康二	公益社団法人中央畜産会 専務理事
砂川 富正	国立健康危機管理研究機構国立感染症研究所 応用疫学研究センター長
田中 美樹	日本生活協同組合連合会組織推進本部 社会・地域活動推進部部長
寺田 繁	一般社団法人中央酪農会議 事務局長
伏見 啓二	公益社団法人日本獣医師会 専務理事
村尾 芳久	一般社団法人全国スーパーマーケット協会 事務局長
米山 眞梨子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 常務理事
脇田 曜夫	日本ハム株式会社執行役員加工事業本部 商品統括事業部長
・農林水産省	
沖田 賢治	消費・安全局動物衛生課長
松尾 和俊	消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長
春名 美香	消費・安全局動物衛生課課長補佐

今回の議事進行役には村尾氏が選出され、議事次第に基づいて事務局から資料の説明を行いました。令和7年9月に開催された WOAH コード委員会の報告書で提示された WOAH コード改正案等についての意見交換の概要は以下のとおりです。

## 1. 動物衛生の動向に関する情報共有

- ・村尾氏から、鳥インフルエンザについてはワクチンの是非を慎重に判断する一方で、豚熱については飼養豚・野生イノシシともにワクチン接種が行われているが、この方針の違いは畜種の違いによるものなのか、との質問がありました。これに対し、事務局からは、畜種ではなく疾病ごとに判断していること、鳥インフルエンザは伝染性が強く、ワクチンにより無症状のままウイルスを排出し水面下で感染が拡大する懸念があるが、豚熱は接触感染が主でありワクチン接種が有効と考えられる旨回答しました。

## 2. 緊急事態管理

- ・脇田氏から、動物用医薬品の承認等の役割を果たすラボラトリ一は事前に指定されていることが前提なのか、との質問がありました。これに対し、事務局からは、事前指定が前提であり、日本では動物医薬品検査所がその役割を担っている旨を回答しました。

## 3. 物品の輸出に適用される措置及び手続

- ・松本氏から、事前に書面にて、①輸出と輸入は表裏の関係にあり、疾病のいかなる事例も輸入国に知らせるべきとする動物衛生課の方針に賛成、②改正案原文にある「この情報は、第 4.19 章に従って策定された関連する緊急時対応計画の一部とすべきである。」との記載を踏まえ、既に輸出国から発送された物品の適合性に影響しうる重要な問題については、新たに「緊急事態計画」の条等を設け輸入国側に立った内容を含めてはどうか、との意見がありました。これに対し、事務局からは、第 4.19 章では、疾病が発生したときは緊急事態計画を策定し、疾病発生の前・最中・後に貿易相手国に情報共有すべきであると規定されており、改めて本章で別条を設ける必要はなく、既存の規定によりご提案の趣旨は十分に包含されていると考えている旨を回答しました。

## 4. 物品の輸入に適用される措置及び手続

- ・近藤氏から、厳格な管理の対象として追加された「処理されていない食品残さ」とは具体的に何を指すか、との質問がありました。事務局からは、国際航路の船

内に持ち込まれた食品が十分に加熱・殺菌処理されないまま廃棄されたものが想定される旨を回答しました。

- ・伏見氏から、物品リコールのためのトレーサビリティについて、「メカニズム」と「システム」をどのように使い分けているのか、との質問がありました。事務局からは、「システム」は全体としての制度であり、日本では米・米加工品や牛・牛肉のトレーサビリティシステムが該当すること、一方「メカニズム」は「システム」の一部であり、システムとして整備されていなくとも追跡可能な仕組みがあれば解放可能と認識している旨を回答しました。
- ・脇田氏から、①差し迫った危険が疑われない場合に、検査結果が得られる前に物品を解放することについて、差し迫った危険の有無を判断する主体は誰なのか、②チリ産豚肉のダイオキシン問題のように、当局による解放後に得られた情報によりリコールする場合は事業者が主体となるが、当局と事業者の対応のギャップを埋める策はあるか、との質問がありました。事務局からは、①危険の有無を判断するのは事業者ではなく検査当局であること、②WOAH コード及び改正案では当局が検査を行い、検査結果に従って対応することは規定されているが、解放後にに関する具体的な対応までは規定されていない旨を回答しました。

## 5. 国境検査所及び検疫センター

- ・飯塚氏から、国境検査所から検疫センターが離れている場合、動物輸送時に病原体拡散リスクがあるが、WOAH コードにおいて、国境検査所と検疫センターは同一地点にあるべき等の場所に関する規定はあるか、との質問がありました。事務局からは、国ごとに事情が異なるため、国境検査所や検疫センターの場所に関する一律の基準はないこと、理想は国境で全ての検査を完了することだが、動物は一定期間の隔離が必要であり現実的には困難な場合があることを回答しました。

## 6. ランピースキン病

- ・伏見氏から、ランピースキン病の対象が水牛も含めた「ウシ」と記載されるようになったことと、家畜伝染病予防法上、牛と水牛は区別されていることとの整理について質問がありました。事務局から、WOAH コードの「ウシ (bovine)」はウシ属、スイギュウ属、バイソン属等を含む概念であり、国内措置には影響しない旨を回答しました。
- ・近藤氏から、ワクチン接種した場合に清浄性ステータスを得るための条件を WOAH で議論中であることに関連して、現在の日本のランピースキン病のステータスについて質問がありました。事務局からは、清浄性ステータスは現行の WOAH コード

に従って判断され、一定期間疾病が発生していない必要があること、日本の最終発生は2025年1月であり、その条件をまだ満たしていないことを回答しました。

(以上)